貸切バスの



公益社団法人
日本バス協会

公示運賃が変わりました

貸切バス事業においては、近年ドライバーの人手不足が深刻化しています。現状の社会経済情勢に見合った運賃・料金を収受できるようにすることで、貸切バス事業者によるドライバーの待遇改善や安全投資への取り組みを一層促進するため、今般、国土交通省は公示運賃の見直しを行いました。

貸切バス事業者にとって重要なパートナーである旅行業者の皆様、利用者のお客様にご理解いただくとともに、適正な運賃取引をお願いいたします。

適正な運賃で安全・安心な貸切バスを利用しましょう！

新たな公示運賃

施行・・令和７年９月26日

① 貸切バス事業者が国に届け出る運賃の基準額（公示運賃額）が変わりました

・各運輸局別の公示運賃額（新基準額）

距離：1km あたり単価（円）
時間：１時間あたり単価（円）

		北海道	東北	関東	北陸信越	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
距離	大型車	150	180	170	160	150	170	200	150	150	210
	中型車	130	160	150	140	130	140	170	130	130	180
	小型車	110	140	130	120	110	120	150	110	120	160
	コミューター車	100	120	120	110	100	110	130	100	100	140
時間	大型車	6,080	7,130	7,190	7,030	7,430	8,040	6,890	6,940	6,920	5,710
	中型車	5,130	6,020	6,070	5,930	6,270	6,790	5,820	5,860	5,840	4,820
	小型車	4,500	5,270	5,320	5,190	5,490	5,950	5,090	5,130	5,110	4,220
	コミューター車	4,010	4,700	4,740	4,630	4,900	5,300	4,540	4,570	4,560	3,760

※車種区分の定義

大型車：車両の長さ９メートル以上又は旅客席数５０人以上
中型車：大型車、小型車、コミューター車以外のもの
小型車：車両の長さ６メートル以上８メートル以下で、かつ旅客席数３３人以下
コミューター車：車両の長さ６メートル未満で、かつ旅客席数１４人以下



Q&A

Q1 なぜ、国は貸切バスの運賃改定を行ったのか。

A1 国においては、物価の変動等、実態に合った運賃となるよう、２年に１度の頻度で公示運賃の見直しを行うことになりました。また、バス業界ではドライバーの確保が喫緊の課題となっています。運賃を改定し、ドライバーの待遇改善を図ってまいります。

Q2 新制度に移行する経過措置期間はあるか。また、経過措置期間に旧運賃で契約できるのはどれくらい先の運行までか。

A2 貸切バス事業者が新運賃に移行する前に旧運賃で合意した運送については、旧運賃を適用することが可能です。
ただし、今回の運賃の見直し趣旨を踏まえると新運賃を適用することが望ましいので、長期の契約については、新運賃の適用をご検討いただきますようお願いします。

Q3 修学旅行等の学校行事は１年前くらいには決定することが多い。既に旅行会社が旧運賃で見積もりをしている学校行事の取扱いはどうなるのか。

A3 令和９年３月31日までに学校行事として行われる修学旅行等の宿泊を伴う旅行については、バス会社が新たな運賃を実施する日の前日までに、学校側と旅行業者との間で旅行を催行する旨の合意がなされていれば、貸切バス事業者と旅行業者との間で契約を締結する際に、貸切バス事業者が当該旅行にかかる運送について旧運賃を適用することを了承した場合には、旧運賃での運送が可能です。

貸切バス事業者安全性 評価認定制度について

「SAFETY BUS（セーフティバス）」マーク

「SAFETY BUS」マークは、「貸切バス事業者安全性評価認定制度」で認定された、法令を遵守し、安全教育や健康管理、車両点検整備等の取り組みを高い水準で実施している優良な貸切バス事業者の証です。
新規は一ツ星からスタートし、更新毎に１ランクアップします。五ツ星までの５段階の制度となっています。

※有効期限は原則２年間の更新制



審査内容

法令遵守事項と安全確保への取組状況を書類審査と訪問審査で確認し、評価・認定しています

評価項目	内　容
安全性に対する取組状況	▶ アルコールチェッカーを使用して厳正な点呼を行っているか ▶ デジタル式運行記録計を活用しているか ▶ ドライブレコーダーを導入して教育・指導を行っているか ▶ 睡眠時無呼吸症候群（SAS）や脳検診等を実施しているか 等
事故及び行政処分の状況	▶ 過去2年間に有責の死亡事故が発生していないか ▶ 過去1年間に有責の重傷事故が発生していないか ▶ 過去2年間行政処分による累積点数を減点 等
運輸安全マネジメント取組状況	▶ 輸送の安全確保の責任体制を構築しているか ▶ 安全方針の策定と全従業員への周知徹底をしているか ▶ 安全に対する会社を挙げての取組をしているか ▶ 自動車事故対策機構等の運輸安全マネジメント認定セミナーを活用しているか 等

NBA NIHON BUS ASSOCIATION 公益社団法人 日本バス協会
公益社団法人
日本バス協会

最新の認定事業者の概要は、
https://www.bus.or.jp/safety/nintei/

令和７年９月